答 弁 第 八 二 号平成十六年六月二十九日受領

内閣衆質一五九第八二号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員若井康彦君提出都市鉄道の経営等に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員若井康彦君提出都市鉄道の経営等に関する質問に対する答弁書

一について

は、 においても、 主導的な立場に立っていると認められる出資比率が五十パーセント以上の第三セクターについては、 によって行われるべきであると考えている。しかしながら、地下鉄等の都市鉄道事業を行う第三セクター 41 巨額な初期投資に伴い資本費負担が相当重いこと等を踏まえ、その設立、運営に関し地方公共団体が わゆる第三セクターは、 当該地方公共団体の支援に対して所要の地方財政措置を講じることとしたところである。 独立した事業主体であり、 その経営は、 本来、 当該第三セクターの自助努力 政府

一及び三について

公団 会社 置が講じられてきたところであるが、政府においては、平成十三年三月から、 千葉ニュータウンへの入居人口の伸び悩み等のため厳しい経営を余儀なくされている北総開発鉄道株式 。 以 下 (平成十一年十月一日以降は都市基盤整備公団。以下通じて「住都公団」という。)、京成電鉄株式 (以下「京成電鉄」という。) 及び北総開発鉄道といった関係者間の調整により、 「北総開発鉄道」という。)に対する支援策については、 従来から、千葉県、 北総開発鉄道が有する日本 出資、 住宅·都· 融資等の措 市整備

鉄道建設公団 (平成十五年十月一日以降は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構。 以下通じて

鉄道公団」という。)に対する債務について、 返済猶予期間を設けるとともに、 償還期間を十年間延長

する措置を講じたところである。

四について

御指摘の償還期間の延長については、平成十二年八月に出された運輸政策審議会答申「中長期的な鉄道

整備の基本方針及び鉄道整備の円滑化方策について~新世紀の鉄道整備の具体化に向けて~」(以下「本

答申」という。)において、 地方公共団体又はこれに準ずる第三セクターが行う都市鉄道の整備に当たっ

て鉄道事業の収支採算性を見込む上で前提となる償還期間を、 「現行の 「三十年」から「四十年」 程度に

延長することが適当」であるとの提言がなされており、 本答申が出された以降に整備が行われる事業につ

いては、 本答申の考え方を基に実施されているところであるが、北総・公団線 (京成高砂・印旛日本医大

間。三十二・三キロメートル)については、本答申が出される前に整備が完了している。

五について

本答申において、 「地方公共団体が主導して鉄道整備を行うにあたり第三セクター方式を採用する場合

導的 には、 としても、 な地位を地方公共団体が確保することが必要である。 (中略) 鉄道整備を行うに当たり第三セクター方式を採用しようとする地方公共団体に対しては、 第三セクターに対する出資比率を五十パーセント以上とするなどにより、 」との提言がなされているところであり、 経営に関する主 経営 政府

に関する主導的な地位を地方公共団体が確保するよう求めることとしている。

体等の異なる四路線を使用して、 セス鉄道の整備については、 最も適切 御指摘の京成高砂・成田空港間 な整備・ 運行主体を確立することが適当であると認識している。 既設の鉄道施設の有効活用や利用者の利便の向上等の諸状況を総合的に勘案 東京から成田空港へのアクセス鉄道を運行するものであるが、 (五十一・四キロメートル) は、 京成電鉄が、 整備目的や整備主 空港アク

六について

道公団が負担した額とされており、 第二十三号) 価 額の認可のことを指すものと解されるが、 御指 摘 0 第九条第一項において、 「事業認可」とは、 日本鉄道建設公団法 平成三年三月に、 当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に要した費用のうち鉄 譲渡価額は、 (昭和三十九年法律第三号)第二十三条第二項の譲渡 当該規定にのっとって、 日本鉄道建設公団法施行令 適切に譲渡価格 (昭和三十九年政令 の認可がな

されたものである。

また、 右に述べた譲渡価格の認可に際しては、 政府において、 「何らかの条件」 を付けることはしてい

ない。

七について

お尋ねの第三セクター方式などによる都市鉄道(以下「三セク都市鉄道」という。)については、 開業

後、 輸送実績が予測を下回る例も見受けられるところであるが、これらについては、 沿線地域の開発が当

原因となり、 初予定より進まないこと等によるものと考えられる。そのことが、 経営を圧迫することとなることもあることから、このような実情も踏まえ、 鉄道整備に要した費用の回収の遅れの 政府としては、

鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号。以下「法」という。)に基づく許可等の処分に際しては、 鉄

道事業者に対し、沿線開発等の見通しについて慎重に判断し、過去の鉄道の事例等を十分に踏まえてより

精度の高い需要予測を行うよう指導しているところである。また、運賃については、 鉄道事業者が良質な

鉄道輸送サービスを安定的に供給していくためには、経営基盤の安定化を図る必要があるという観点から

その水準が設定されているものである。

営悪化が地方公共団体の財政運営に大きな影響を与える懸念があると認識しており、 鉄道の経営の健全化の促進と、 これまでも経営基盤 なお、 三セク都市鉄道については、 の強化を図るため、 地方公共団体の健全な財政運営の確保に努めてまいる所存である。 地域の公共交通機関として重要な役割を担っており、 所要の財政措置を講じてきたところであるが、 今後とも三セク都市 第三セクターの経 政府としては

八について

本覚書において、 検討に当たっては、 及び北総開発鉄道の間で北総開発鉄道に対する支援策として取りまとめられたものであり、 御指摘 の平成六年六月二十八日付け覚書 「北総開発鉄道株式会社は、 政府においてもその経過を把握していたところである。 (以下「本覚書」という。)は、千葉県、住都公団、 平成六年度中に運賃改定を行い、 また、 それ以降概ね三年ごとに 運賃改定に関しては、 当該支援策の 京成電鉄

を償い、 可を受けることとされており、同条第二項において、当該認可は、 本覚書が結ばれた当時、 かつ、 適正な利潤を含むものであること等の基準によってこれをしなければならないと定められ 運賃改定については、 法第十六条第一項の規定に基づき運輸大臣 能率的な経営の下における適正な原価 (当時) の認

十パーセントを目途に運賃の改定を行う。」と記述されていると承知している。

ていた。 したがって、 本覚書に運賃改定に関する記述があったとしても、 運輸大臣 (当時) としては、そ

の内容にかかわらず、 鉄道事業者からの申請に基づき当該基準に適合しているかを審査した上で運賃改定

の認可をするものであり、本覚書に運賃改定に関する記述がされていることが法第十六条の規定に抵触す

るのではないかとの御指摘は当たらない。

お尋ねの北総開発鉄道による二回の運賃改定についても、北総開発鉄道からの申請に基づき当該

基準に適合しているかを審査した上で認可したところである。

九について

お尋ね の京成電鉄から北総開発鉄道に支払われる線路使用料については、 法第十五条第一項の規定に基

づき国土交通大臣の認可を受けなければならないところ、 線路使用料その他の使用条件については、 同条

第三項において、鉄道事業の適正な運営の確保に支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除き、 当該認

可をしなければならないこととされており、今後、北総開発鉄道から認可申請が行われたときには、 当該

基準に基づき判断することとなる。

十について

料その他の使用条件についてもそのまま千葉ニュー鉄道に承継されることとなる。 事者間の契約に基づき決定されるものであることから、 種鉄道事業に係る権利義務は、 用条件は、 鉄道」という。) を及ぼすおそれがあると認める場合を除き、 都市基盤整備公団 九についてで述べたとおり、 との間における第三種鉄道事業の譲渡及び譲受に際しては、 (以下「都市公団」という。)と千葉ニュータウン鉄道株式会社 千葉ニュー鉄道に対して包括的に承継されることとされており、 法第十五条第三項において、鉄道事業の適正な運営の確保に支障 これを認可しなければならないとされており、 お尋ねの の施設使用料を安くすることについては、 都市公団が有している第三 線路使用料その他の使 (以下「千葉ニュー 義的には当 線路 使用

学定期旅客運賃の引下げについては、 内であれば、 また、 鉄道事業者は、 あらかじめ届出を行うことにより自由に運賃を設定することができることから、 法第十六条第三項の規定に基づき、 基本的には北総開発鉄道が自主的に判断すべきものであると考えて 同条第一項の認可を受けた運賃の上限 お 尋 ね 0 範囲 の通

千葉ニュー鉄道と北総開発鉄道との間で自主的に判断されるべきものであると考えている。

いる。